

## 島根県GAP生産者協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、島根県GAP生産者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を以下のとおりとする。  
島根県農林水産部（島根県松江市殿町1番地）

### (目的)

第3条 協議会は、島根県内におけるGAP認証取得、販路拡大及びGAPのPR活動等の取り組みを強力に推進し、県産品の安全性などの向上を図るとともに、消費者・実需者等の信頼確保に寄与し、また、GAPを活用して生産者の農業経営を発展させることを目的とする。

### (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) GAP認証取得の推進に関すること。
- (2) 安全で美味しい島根の県産品認証制度（以下「美味しまね認証」という。）の推進に関すること。
- (3) 消費者、実需者、小売店等に対するGAP認証（美味しまね認証含む。）の理解促進に関すること。
- (4) GAP認証（美味しまね認証含む。）のPRに関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (構成)

第5条 協議会は次の号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会員：協議会の目的に賛同し、入会登録を行った農林水産事業者とする。
- (2) サポーター：協議会の目的に賛同し、会員と協働し、協議会の活動に対して積極的に参加及び協力する意向を持ち、入会登録を行った島根県内各市町村及び農林水産業関係団体並びに県内外の流通関係者等とする。
- (3) 島根県

### (入会・退会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

- 2 協議会を退会しようとする者は、退会申込書を提出し、任意に退会することが出来るものとする。ただし、その者が死亡した場合には、退会したものとみなす。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 1名

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の事務全般を担当する。
- 4 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査する。

(役員選任)

第9条 会長、副会長及び監事は、第5条第1号の会員の中から総会において選任する。

- 2 事務局長は会長が指名する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了し、又は退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(地域リーダー)

第12条 協議会に地域リーダー(以下、「リーダー」という。)を置く。

- 2 リーダーは、第5条第1号の会員のうち、各農林振興センター各普及部から推薦された者とする。
- 3 リーダーは、協議会活動を各地域で展開する際の中心的役割を担い、地域のリーダーとして自身の経験を交えながらGAPを推進する。

(総会)

第13条 協議会の総会は、第5条第1号の会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業計画及び収支予算並びに決算

(3) 本会の解散

(4) 役員を選任及び解任

(5) その他協議会の運営に関し重要な事項

3 協議会の総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 協議会の総会は、第5条第1号の会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

6 協議会は、必要があると認めるときは、第5条第2号のサポーターに対して総会への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、事務局長をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、島根県農林水産部産地支援課に置く。

(経費の負担)

第18条 協議会の運営に関する経費は、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会員資格の抹消)

第19条 会員が次の各号に該当することになった場合は、役員会の議決を経て登録を抹消することができる。

(1) 会員との連絡がとれなくなった場合。

(2) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(その他)

第20条 この規約に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和2年11月10日から施行する。